市第 100 号議案

横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの指定管理者の指定 次のように横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの指定管理者を指 定する。

平成22年12月3日提出

横浜市長	林	Ϋ́	7
	14	_	J

名称	指	定管理者	指定の期間
П 10	所 在 地	名 称	
横浜市高齢者保	東京都新宿区西	住友不動産エスフォルタ・テ	平成23年4月1日か
養研修施設ふれ	新宿2丁目6番	ルウェル東日本グループ	ら平成28年3月31日
- ゆ	1号	代表者	まで
		住友不動産エスフォルタ株式	
		会社	
		代表取締役 阿部 政樹 社 長	

提案理由

横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参考

住 友 不 動 産 エ ス フ ォ ル タ ・ テ ル ウ ェ ル 東 日 本 グ ル ー プ の 構 成 員

1 東京都新宿区西新宿2丁目6番1号住友不動産エスフォルタ株式会社

代表取締役 阿 部 政 樹社 長

2 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目14番9号

テルウェル東日本株式会社

代表取締役 中山 進社 長

地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

- 第 244 条の 2 (第 1 項 か ら 第 5 項 ま で 省 略)
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第 7 項 か 6 第 11 項 ま で 省 略)